

## 不利益処分基準（公表用）

所管部（局）・課（室）健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法			法令の番号	平成9年法律第123号		
不利益処分の種類	指定居宅介護支援事業者の指定の取消し			根拠条項	第84条第1項		
処分基準	<p>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第84条第1項各号</p> <p>(2) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生省令第38号）</p> <p>(3) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について （平成11年7月29日 老企第22号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）</p>						
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	目次NO	5